

質問回答

2016 年 12 月 19 日

「全世界地熱掘削契約に係る情報収集・確認調査」

(公示日 :2016 年 12 月 7 日 / 公示番号 :160941) について、業務指示書に関する質問と回答は以下のとおりです。

通番号	当該頁項目	質問	回答
1	業務仕様書の 4 ページの 4 行目、「注 1)(1)と(2)と併せた記載分量は15ページ以下」	この(1)と(2)とは、 第 5 プロポーザルに記載されるべき事項の内、 「 1 コンサルタントの経験、能力等」、及び「 2 業務の実施方針等」 なのか、あるいは、 上記第 5 の中の、「 2 業務の実施方針等」の内、 「(1)業務実施の基本方針等」、及び「(2)業務実施の方法」 のどちらを指すのでしょうか、あるいは上記 2 つとは異なる事項を指すのでしょうか、ご教示ください。	2 業務の実施方針等の(1)業務実施の基本方針及び(2)業務実施の方法を指します。
2	業務仕様書の第 2 調査の目的・内容に関する事項の 1 ページ目、2 . 調査の目的の中で「途上国の掘削マネージャ向け課題別研修コース(*)で用いる教材を作成する」とあり、その後研修の 8 つのカリキュラムに関する説明が続きます。	本プロジェクトにおいて作成すべき教材は、プロジェクトの内容から 8 つのカリキュラムの中の内、「掘削契約」であろうと考えていますが、この点に関して業務指示書は明確に示してありません。より明確なご指示をお願いします。	今次調査で得られる、掘削リスクアセスメント、掘削コントラクター分析の結果を踏まえ、途上国実施機関が掘削オーナー側として理解しておくべき事項を抽出し、「掘削契約」の講義用資料として作成ください。

3	無し	プロジェクト団員に補強として国内外の掘削コントラクターの従業員を入れる場合、将来、御機構で予定されているF/S実施の際に、掘削コントラクターとしての参加に対して利益相反を生じる可能性はあるのでしょうか。ご回答お願い申し上げます。	本件調査は将来の案件形成の検討のため掘削リスクアセスメント及び掘削コントラクター分析に関する情報を取り纏めるもので、F/Sと特定案件の形成を目的とするものではありません。
4	業務仕様書の4ページの18行目、「() 業務管理グループ(副業務主任者の配置)を認める(ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない)」	JVを形成して本件の任に当たる場合で、JVの内、主幹事会社から業務主任者を、副幹事会社から副業務主任者を充てる事は問題無いと理解しますが、この理解でよろしいでしょうかご回答をお願いします。	JVを構成する社からであれば、業務主任者と別の社から副業務主任者を配置しても、業務管理グループと認めます。

以上